

食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金における 家畜衛生の推進（継続）

2, 345（2, 513）百万円の内数

対策のポイント

地方の自主性の下、家畜衛生対策を推進する家畜保健衛生所に必要な施設及び機器の整備の取組を支援します。

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分などが行われ、地方の自主性を生かした事業が実施されます。地方が提案する独自の事業メニューを実施することも可能です。

（家畜保健衛生所）

家畜保健衛生所は都道府県における家畜防疫の実施機関として、全国に176ヶ所設置されており、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき高度な検査が行われています。

政策目標

各都道府県における迅速かつ的確な検査体制の確立。

<内容>

1. 事業内容

都道府県等は、家畜衛生の推進に必要な次の各施設及び機器の整備について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

[対象メニュー]

- (1) 迅速診断対応施設
オーエスキー病やヨーネ病を診断するための酵素抗体測定装置等
- (2) 高度診断対応施設
高病原性鳥インフルエンザを診断するためのリアルタイムPCR等
- (3) バイオハザード関連施設
人畜共通感染症を診断するために必要なセーフティキャビネット等
- (4) 緊急病性鑑定機材
BSEを診断するために必要となる病原体材料の運搬機材等

- | | |
|-----------|-------------|
| 2. 事業実施主体 | 都道府県 |
| 3. 交付率 | 定額（1/2以内） |
| 4. 事業実施期間 | 平成17年度～21年度 |

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】